

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置を定める政令（平成十五年政令第五百三十号）第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第49号）による改正前の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第4条第3項の規定に基づき公示した化学物質の名称の改正

通し番号	化学物質の名称（改正案）	化学物質の名称（現行）	官報整理番号
3377	<u>3-エチル-1-メチル-1H-イミダゾール-3-イウム=クロリド—三塩化アルミニウム</u> （1/2）	<u>2H-1-エチル-3-メチルイミダゾリウム=クロリド—塩化アルミニウム</u> （1/2）	（5）-6244
5230	2-（2-メトキシプロポキシ）プロピル=アセタートと2-（2-メトキシプロポキシ）-1-メチルエチル=アセタートと2-（2-メトキシ-1-メチルエトキシ） <u>プロピル=アセタート</u> と2-（2-メトキシ-1-メチルエトキシ）-1-メチルエチル=アセタート（主成分）の混合物	2-（2-メトキシ-1-メチルエトキシ）-1-メチルエチル=アセタートを主成分とする2-（2-メトキシ-1-メチルエトキシ）-1-メチルエチル=アセタート、 <u>2-（2-メトキシ-1-メチルエトキシ）-2-プロピル=アセタート</u> 、2-（2-メトキシプロポキシ）-1-メチルエチル=アセタート及び2-（2-メトキシプロポキシ） <u>プロピル=アセタート</u> の混合物	（2）-3928
5651	α -{[3-（3-{{[3-（アルカンアミド（又はアルケンアミド）（C=8~22、直鎖型）]プロピル}（ジメチル）アンモニオ}-2-ヒドロキシプロポキシ）プロピル}（ジメチル）シリル}- ω -[3-（3-{{[3-（アルカンアミド（又はアルケンアミド）（C=8~22、直鎖型）]プロピル}（ジメチル）アンモニオ}-2-ヒドロキシプロポキシ）プロピル}ポリ[オキシ（ジメチルシランジイル）]=ジアセタート（水、酸及びアルカリに	α -{[3-（3-{{[n-アルキル（C=10~20）]（ジメチル）アンモニオ}プロポキシ}-2-ヒドロキシプロピル}（ジメチル）シリル}- ω -[3-（3-{{[n-アルキル（C=10~20）]（ジメチル）アンモニオ}プロポキシ}-2-ヒドロキシプロピル}ポリ[オキシ（ジメチルシランジイル）]=ジアセタート（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1%以下であるものに限る。）	（7）-2854

	不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1%以下であるものに限る。)		
5887	エテン・メチル=アクリレート共重合物の2,2'-オキシジエチル=ジメタクリレート付加物(架橋構造)(水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1%以下であるものに限る。)	エテン・メチル=アクリレート共重合物の2,2'-オキシジエチル=ジアクリレート付加物(架橋構造)(水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1%以下であるものに限る。)	(7)-2909

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）附則第4条の規定に基づき公示した、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第39号）第2条の規定による改正前の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第5項の規定により指定した第二種監視化学物質の表にある化学物質の名称の改正

通し番号	化学物質の名称（改正案）	化学物質の名称（現行）	官報整理番号
840	3-[(2-クロロ-1, 3-チアゾール-5-イル)メチル]-5-メチル-N-ニトロ-1, 3, 5-オキサジアジナン-4-イミン	3-[(2-クロロ-1, 3-チアゾール-5-イル)メチル]-N-ニトロ-1, 3, 5-オキサジアジナン-4-イミン	(5)-6844